

児童虐待防止アクションプラン (2016～2020)

「なくそう 子ども虐待」
～子どもの健やかな育ちのために～



平成 28 年 3 月

岩手県要保護児童対策地域協議会

岩 手 県

【 目 次 】

○ はじめに	1
1 性格と役割	
2 計画期間	
3 構成	
4 進行管理	
○ 児童虐待防止アクションプラン体系図	2
○ 関係機関等の主な役割・機能	4
○ 関係機関等の連携図	6
○ 児童虐待防止アクションプラン	
Action I 虐待の発生を予防する	7
Action II 虐待を早期に発見する	12
Action III 虐待の相談機能と対応を充実 する	15
Action IV 虐待の再発を防止する	21
○ 参考資料	23

児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

はじめに

児童虐待相談対応件数は全国的に年々増加しており、平成 26 年度に全国の児童相談所で対応した件数は 88,931 件で過去最高となっています。本県の児童相談所における対応件数は 390 件であり、平成 22 年度以降は毎年 350 件以上で推移しています。

このため、増加傾向にある児童虐待に対応するため、本県独自の取組として、平成 17 年 9 月に策定し、数次に渡り改定を行ってきた「児童虐待防止アクションプラン」を見直し、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画期間とする第 4 期アクションプランとして策定することとしました。

また、平成 27 年度からは子どもの権利尊重を基本理念の一つとする「いわての子どもを健やかに育む条例」を施行し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現を目指した取組が始まっています。

すべての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、県民の皆様のご協力をいただきながら、児童に関係するあらゆる機関の連携を強化し、児童虐待の防止と対策に向けた取組の更なる充実強化を目指します。

1 性格と役割

このアクションプランは、平成 23 年 4 月に策定した「児童虐待防止アクションプラン(2011～2015)」を踏まえ、県民、児童福祉関係機関等の緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を更に充実強化するため、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定するものです。

2 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

3 計画の構成

4 つのアクションと 13 の中項目により構成され、その中に児童虐待防止に係る具体的な取組項目や内容、指標等を記載しています。

4 進行管理

アクションプランの推進に当たっては、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課において、事業の実施状況や進行管理を行いながら、推進方策等の拡充に努めます。

また、事業の実施状況について、毎年度「岩手県要保護児童対策地域協議会」に報告し、評価・助言等を受けて、事業の見直しや強化に反映させます。

なお、このアクションプランは、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時に見直しを行います。

児童虐待防止アクションプラン体系図

Action I 「虐待の発生を予防する」

1 周知と啓発等

- ① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知
- ② 児童虐待防止リーフレットの作成・配布
- ③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施
- ④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施
- ⑤ マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動
- ⑥ 児童に対する人権教育の実施
- ⑦ 児童虐待の実態と要因把握

2 母子保健活動の充実

- ① 思春期健康教育等の実施
- ② 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実
- ③ 女性のための健康相談の充実
- ④ 総合的な相談支援機能の整備
- ⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実
- ⑥ 両親・母親学級等の充実
- ⑦ 父親の育児参加の促進
- ⑧ 母子保健指導者研修の実施
- ⑨ 産後うつ病対策の充実
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ⑪ 養育支援訪問事業の充実
- ⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進

3 子育て家庭への支援の充実

- ① 子育て支援情報や相談機能の充実
- ② 地域子育て支援拠点事業の拡充
- ③ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援
- ④ 民生委員・児童委員等による地域見守り活動の充実
- ⑤ 沿岸被災地におけるNPO等と連携した見守り活動等の推進

Action II 「虐待を早期に発見する」

1 周知と啓発（I-1再掲）

- ① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知
- ② 児童虐待防止リーフレットの作成・配布
- ③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施
- ④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施
- ⑤ マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動
- ⑥ 児童に対する人権教育の実施

2 地域における早期発見、見守り体制の充実

- ① 県民による早期発見と通告
- ② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の連携及び対応力の強化
- ③ 要支援家庭の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録
- ④ 防犯ボランティアとの連携

3 学校、医療機関、施設等における早期発見

- ① 学校等関係者に対する研修等の充実、早期発見体制の確立
- ② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組の強化
- ③ 保育所等の職員に対する研修等の充実
- ④ 民間相談機関との連携の充実

Action III 「虐待の相談機能と対応を充実する」

- 1 **機関連携及び体制整備**
 - ① 教育委員会との連携の強化
 - ② 警察との連携の強化
 - ③ 司法機関との連携の強化
 - ④ 児童相談所の体制整備
- 2 **市町村の相談機能と対応の充実**
 - ① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動
 - ② 相談体制の充実と対応力の向上
 - ③ 虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底
 - ④ 緊急対応体制の整備
 - ⑤ 市町村職員研修の実施
 - ⑥ 要保護児童対策地域協議会への支援
- 3 **児童相談所の相談機能と対応の充実**
 - ① 専門的な対応機能の充実
 - ② 虐待通告後48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底
 - ③ 市町村との連携と後方支援の強化
 - ④ 24時間児童虐待相談対応の実施
 - ⑤ 所長、児童福祉司・児童心理司等の研修の受講
- 4 **広域振興局の市町村支援の充実**
 - ① 市町村児童家庭相談への支援
 - ② 主任児童委員等の活動への支援
- 5 **養護体制の充実**
 - ① 児童養護施設等の機能の充実
 - ② 被措置児童等への虐待の防止
 - ③ 児童養護施設等職員の研修の充実
 - ④ 里親制度の普及・啓発
 - ⑤ 里親支援の充実
 - ⑥ 岩手県家庭的養護推進計画の推進

Action IV 「虐待の再発を防止する」

- 1 **親子分離後の家族支援**
 - ① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組
 - ② 養育者（親）に対する支援プログラムの充実
- 2 **児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実**
 - ① 施設退所後や里親委託解除後の支援
 - ② 要保護児童対策地域協議会による支援
 - ③ 自立・就労に向けた支援

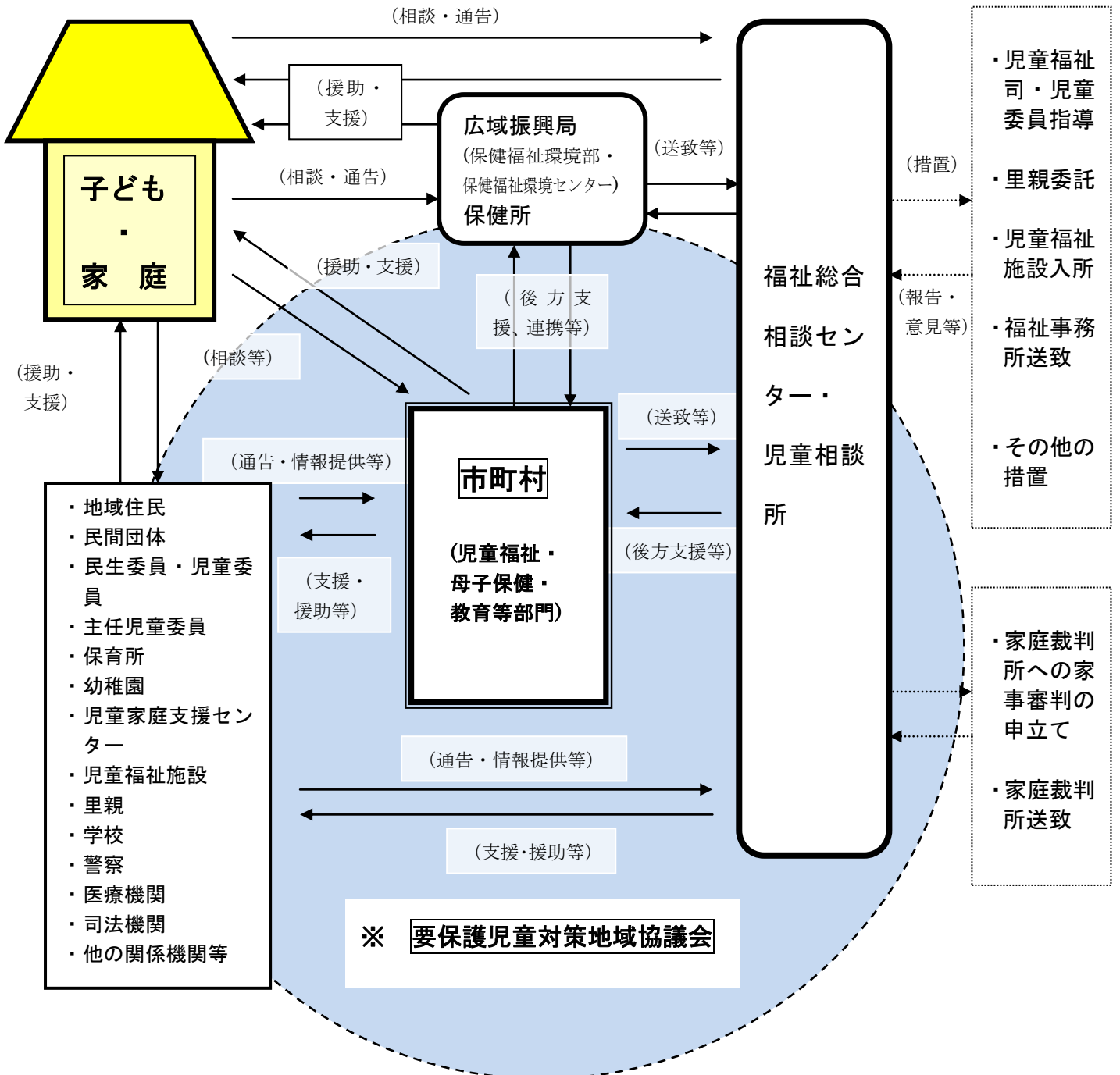
関係機関等の主な役割・機能

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
県(子ども子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止に係る施策の企画立案 ○ 県要保護児童対策地域協議会の開催 ○ 研修会などの開催 ○ 強制入所等の保護者への接近禁止命令
福祉総合相談センター・児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通告・相談の受理、援助 ○ 児童虐待のおそれのある保護者への立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検又は捜索等の実施 ○ 一時保護・同意入所等の保護者への面会・通信等の制限 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○ 緊急時の子どもの一時保護、児童福祉施設への入所措置 ○ 児童虐待防止の観点から保育の利用が適当であると認められる児童の市長村への報告等 ○ 市町村への後方支援 ○ 家庭裁判所への送致
広域振興局 (保健福祉環境部・保健福祉環境センター) 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童家庭相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 市町村への後方支援（要保護児童対策の情報交換、個別ケース検討会議での助言など） ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所措置 ○ 母子保健事業に係る広域調整や、連携機能の強化などの市町村への専門的支援
市町村 (児童福祉担当課・母子保健担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通告・相談の受理、援助 ○ 虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への援助要請、送致 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への立入調査、一時保護実施要請の通知 ○ 要保護児童対策地域協議会の開催 ○ 虐待や DV 又はそれらのおそれのある児童の保育所への入所決定 ○ 乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業の取組 ○ 妊娠、出産、子育てに関する相談、支援 ○ ハイリスクケースの把握と対応
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭児童相談室による児童家庭相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所
地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族への個別支援（育児不安等についての相談指導等） ○ 子育てサークルの育成・支援 ○ ハイリスクケースの把握と市町村への報告

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
県教育委員会 市町村教育委員会 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員への研修・啓発 ○ 保護者からの相談への対応 ○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告 ○ ハイリスクケースの安全確認と見守り ○ 学校における人権教育の実施
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの保護（福祉総合相談センター・児童相談所への通告等） ○ 福祉総合相談センター・児童相談所からの援助要請への対応 ○ 地域のハイリスクケースの把握と必要に応じた通告 ○ 児童虐待事件の捜査
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的観点に基づく虐待の疑いについての判断 ○ 要保護児童としての通告、傷害事件としての警察通報
医療関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者に対する児童虐待に係る研修の実施
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の疑いのある保護者への臨検又は捜索のための許可状の交付等 ○ 親権者の同意を得られない施設入所の承認 ○ 親権者の変更、親権喪失宣告、養子縁組の許可及び特別養子縁組の成立 ○ 家事相談
弁護士・弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法制度の適切な活用についての助言
民生委員・児童委員、 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動を通じた虐待予防と早期発見、必要に応じた通告 ○ 家庭の見守りや相談支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所、市町村（福祉事務所を含む）との連携に基づく虐待家庭の状況把握
保育所・幼稚園・認定 こども園・児童館・放 課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に対する養育支援（相談対応、助言等） ○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告
里親	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被虐待児童の養育の受託
児童養護施設・乳児 院・知的障害児施設・ 児童自立支援施設・情 緒障害児短期治療施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被虐待児童の心と体のケア ○ 福祉総合相談センター・児童相談所との連携に基づく、親子再統合に向けた保護者への相談・援助 ○ 被措置児童等虐待防止の取組
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母及び児童の心と体のケア、自立に向けた支援
民間団体（NPO等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止の啓発の取組 ○ 育児不安、児童虐待等に関する相談支援
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待についての理解と必要に応じた通告

関係機関等の連携図

児童虐待の防止・対応は一つの機関等ですべての役割を担うことはできません。それぞれが有する機能を発揮しながら役割を果たし、さらに関係機関が有機的に連携することが重要です。児童虐待に関する相談援助活動における連携図と関係機関等の主な役割は次のとおりです。



※要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童等への適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行なうもの。(児童福祉法第25条の2)

I 虐待の発生を予防する【Action I】

児童虐待防止アクションプラン

I 虐待の発生を予防する【Action I】

児童虐待相談対応件数を通告経路別にみると、近隣知人からの通告及び関係機関からの通告が増加しています。

これまでの啓発等の取組により、児童虐待の社会的な認知の広がりや関係機関の連携の進展により、潜在化していた事例が顕在化し、対応件数の増加につながっていることが考えられます。児童虐待の予防、早期発見のためには、関係機関を含め県民一人ひとりの更なる機運醸成が必要であるため、より一層普及啓発活動に力を入れます。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 11 次報告）」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によると、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に厚生労働省が把握した心中以外の児童虐待により死亡した子ども（合計 36 人）の年齢は、0 歳が 16 人（44.4%）と最も多く、0 歳から 2 歳までを合わせると 24 人（66.7%）と大部分を占めていることから、児童虐待の予防のため、特に母子保健分野と連携を強め、周産期からの特定妊婦等へのきめ細かい支援充実や、これから親となる若年者を対象とした啓発に力を入れます。

少子化や核家族化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化などから、子育て中の親の不安感・負担感が増加しています。

このような子育て環境の中で、不安や悩みを相談できずに家庭の中で一人で子育てを抱え込むことがないように、子育て支援の充実に取り組みます。

中項目	1 周知と啓発等		
事業開始年度	平成 11 年度～	主たる対象者	県民、児童福祉関係機関等
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年 11 月 20 日：児童虐待防止いわて宣言 平成 14 年 2 月：児童虐待防止対策指針の作成 平成 14 年 11 月：児童虐待防止ハンドブックの作成 平成 16 年 3 月：児童虐待防止リーフレットの作成 平成 18 年 3 月：児童虐待防止ハンドブックの改訂 平成 18 年 12 月：小中学校等教職員向け児童虐待防止パンフレット作成 		<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月：児童虐待防止啓発用パンフレット（スーパー、コンビニ用）の作成 平成 20 年 2 月：小学校保護者向け児童虐待防止パンフレットの作成 平成 20 年度～：児童虐待対応劇による啓発 平成 22 年 3 月：被措置児童等虐待対応マニュアルの策定 平成 22 年～：子ども虐待防止フォーラム開催（H23 は震災のため未実施） 平成 27 年～：児童相談所全国共通ダイヤル「189」開始に伴う周知 	

I 虐待の発生を予防する【Action I】

小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	県本庁 児童相談所	児童虐待の防止、発見、通告などの適切な対応につなげるため、児童虐待防止ハンドブックを改定し、民生委員・児童委員、保育士、教員等を対象とした研修会などでの活用周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドブックの配付部数 ・ ハンドブックを活用した研修会等の実施回数
② 児童虐待防止リーフレットの作成・配布	県本庁	児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待に関することや通告義務について周知するため、リーフレットを作成し、配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止月間等での配布部数
③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	広域振興局 市町村	躰と虐待の曖昧さが往々にして存在するため、住民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する中で、「何が虐待にあたるのか」という具体例の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民講座等の開催数 ・ 啓発活動の実施回数
④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動の実施や講演会・シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会等参加者数
⑤ マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動	県本庁 広域振興局 市町村	広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所全国共通ダイヤル（189）や相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報実施回数
⑥ 児童に対する人権教育の実施	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 (民間団体)	子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育の実施学校数
⑦ 児童虐待の実態と要因把握	県本庁	県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等による、児童虐待の実態と発生要因の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ取りまとめの件数

I 虐待の発生を予防する【Action I】

中項目	2 母子保健活動の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	小・中・高校生、妊婦、父親、保健師、乳幼児を抱える母親等
<p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒を対象とした、保健所・市町村での思春期ホットライン等による相談、健康教育・講演会の実施（※思春期ホットラインは H20 廃止） ・ 市町村の乳幼児健診での児童虐待チェック項目の導入、両親・母親学級の開催、保健所での産後うつ病対策のモデル事業の実施 ・ 平成 19 年度～：市町村における生後 4 か月までの乳児の全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の実施 ・ 平成 21 年度～：周産期医療体制整備のための医療機関と市町村による周産期医療情報ネットワークの整備 ・ 平成 21 年度～：全県での妊産婦メンタルヘルスケア推進事業の実施（全市町村、保健所、産科医療機関） ・ 平成 23 年度：「大震災に係る妊産婦のメンタル調査研究事業」の実施 ・ 平成 24 年度：「児童虐待防止のための妊婦支援体制強化事業」の実施 ・ 平成 24～26 年度：母子保健指導者研修会での「保健分野の乳幼児虐待リスクアセスメント研修」の実施 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 思春期健康教育等の実施	市町村 (保健所)	若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デート DV、望まない妊娠等についての出前講座等の実施	・ 出前講座等実施回数
② 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実	市町村	子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験の実施	・ ふれあい体験の実施回数
③ 女性のための健康相談の充実	保健所 (市町村、県本庁)	女性健康支援センター(保健所)における、妊娠・出産についての身体的・精神的な悩み相談(妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など)の実施	・ 妊娠等に関する相談件数
④ 総合的な相談支援機能の整備	市町村	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口機能の整備	・ 事業実施市町村数
⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	市町村	妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要対協に登録する等、より積極的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未受診者に対する訪問・面接・電話等による指導実施率 ・ 要対協への登録件数
⑥ 両親・母親学級等の充実	市町村 (医療機関)	妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動の他、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会の実施	・ 研修・交流会等の実施回数

I 虐待の発生を予防する【Action I】

小項目	取組の主体	内 容	指 標
⑦ 父親の育児参加の促進	県本庁 市町村	イクメンハンドブックの配布や、両親学級等を活用した父親の子育て講座等への参加促進により、男性に対する育児参加への意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ イクメンハンドブック配付部数 ・ 父親参加人数
⑧ 母子保健指導者研修の実施	県本庁	母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会参加者数
⑨ 産後うつ病対策の充実	市町村 保健所 医療機関	母親の心身の健康支援を行うため、産後うつの理解促進と相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後うつスクリーニング実施機関数
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業の実施	市町村	乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問実施率
⑪ 養育支援訪問事業の充実	市町村	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉担当部署間での情報共有や、要対協による支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の事業実施率 ・ 要対協への登録件数
⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	県本庁 市町村 医療機関	医療機関や市町村との連携を促進し、周産期医療情報の共有を図りながら、妊産婦のリスクに応じた適切な保健指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加機関数

I 虐待の発生を予防する【Action I】

中項目	3 子育て家庭への支援の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	子育て家庭の母親、父親等
<p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度～：県立大学との共同プロジェクトにより、地域子育て支援拠点施設の情報発信の支援 ・ 平成 20 年度～平成 22 年度：地域の子育て支援活動の中核となる子育て支援コーディネーターの養成研修の実施 ・ 平成 21 年度～：（財）岩手県長寿社会振興財団（現：いきいき岩手支援財団）に「いわて子ども希望基金」を創設し、地域子育て活動支援事業等の実施 ・ 平成 27 年度～：子ども・子育て支援新制度の開始に伴う子ども・子育て支援の充実 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 子育て支援情報や相談機能の充実	県本庁	県の子育て応援ポータルサイトによる情報提供の充実を図るとともに、子育てサポートセンターによる親子が気軽に利用できる場の提供や、相談対応、人材育成などの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータルサイトページビュー件数 ・ 研修会等の開催回数
② 地域子育て支援拠点事業の拡充	市町村 （広域振興局）	地域子育て支援センター等の活動の充実を図るため、職員研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援センター職員等に対する研修会等の実施回数
③ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	市町村 広域振興局	子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などの支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体数
④ 民生委員・児童委員等による地域見守り活動の充実	市町村	地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動事例数
⑤ 沿岸被災地における NPO 等と連携した見守り活動等の推進	民間団体 市町村 広域振興局	NPO やボランティア団体等の民間団体と連携し、児童虐待防止に係る普及啓発や地域の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動事例数

II 虐待を早期に発見する【Action II】

II 虐待を早期に発見する【Action II】

児童虐待を早期に発見するためには、県民一人ひとりが児童虐待についての理解と認識を深めることが必要です。このため、日頃から県民への周知啓発に努め、児童虐待の早期発見に関する機運の醸成に努めます。

育児不安やストレスの増大、孤立化は虐待を誘発する一つの要因となっています。子育ての孤立化を防ぐため、育児等の相談のしやすい環境の整備や、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア、子育て支援組織などの地域の資源やネットワークを活用しながら、子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

子どもと関わる機会が多く、児童虐待の早期発見のキーパーソンとなる学校職員、保育所・幼稚園等職員、医療関係者等は、児童虐待の防止等に関する法律第5条に基づき、児童虐待の早期発見に努めることとされていることから、児童虐待に関する研修や情報提供等を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応の機能向上を図っていきます。

中項目	1 周知と啓発（I-1再掲）		
事業開始年度	平成11年度～	主たる対象者	県民、児童福祉関係機関等
【I-1再掲】			
小項目	取組の主体	内容	指標
① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	県本庁 児童相談所	児童虐待の防止、発見、通告などの適切な対応につなげるため、児童虐待防止ハンドブックを改定し、民生委員・児童委員、保育士、教員等を対象とした研修会などでの活用周知	<ul style="list-style-type: none"> ハンドブックの配付部数 ハンドブックを活用した研修会等の実施回数
② 児童虐待防止リーフレットの作成・配布	県本庁	児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待に関することや通告義務について周知するため、リーフレットを作成し、配布	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止月間等での配布部数
③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	広域振興局 市町村	躰と虐待の曖昧さが往々にして存在するため、住民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する中で、「何が虐待にあたるのか」という具体例の提示	<ul style="list-style-type: none"> 市民講座等の開催数 啓発活動の実施回数
④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動の実施や講演会・シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等参加者数

II 虐待を早期に発見する【Action II】

小項目	取組の主体	内容	指標
⑤ マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動	県本庁 広域振興局 市町村	広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所全国共通ダイヤル（189）や相談窓口の周知	・ 広報実施回数
⑥ 児童に対する人権教育の実施	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 (民間団体)	子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育の実施	・ 人権教育の実施 学校数

中項目	2 地域における早期発見、見守り体制の充実		
事業開始年度	平成 10 年度～	主たる対象者	民生委員・児童委員、交番・駐在所、保健推進員、少年警察ボランティア等防犯ボランティア、地域住民
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年度～：各児童相談所に児童虐待防止地域連絡会議を設置し、地域関係者間の情報交換や虐待防止に関する研修会の実施 平成 18 年度：県内 3 地区において子どもや子育て世帯への声かけ、見守りを行う「子育て支援隊」モデル事業の実施 平成 19 年度～：各振興局において子育て支援隊に関するワークショップを開催し、組織化に向けた市町村の支援の実施 			
小項目	取組の主体	内容	指標
① 県民による早期発見と通告	県民	児童福祉法第 25 条及び児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づく通告	・ 県民からの通告 件数
② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の連携及び対応力の強化	市町村 広域振興局 (県本庁)	民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携の強化	・ 情報共有又は研修等の実施数
③ 要支援家庭の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録	市町村	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、市町村職員による家庭訪問や民生委員・児童委員等の見守り活動を行うとともに、要対協を積極的に活用した早期に必要な支援の実施	・ 家庭訪問等を実施した要支援世帯数 ・ 要対協への登録 件数
④ 防犯ボランティアとの連携	警察 (市町村)	少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制の整備	・ チラシ配布や研修等の実施回数

II 虐待を早期に発見する【Action II】

中項目	3 学校、医療機関、施設等における早期発見		
事業開始年度	平成 10 年度～	主たる対象者	学校、児童養護施設、医療機関、保育所等
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年度：各児童相談所への児童虐待防止地域連絡会議設置による情報交換や研修会の実施 平成 11 年度：各児童相談所における児童福祉関係者等に対する児童虐待専門研修の実施 平成 16 年度～：各児童相談所と地方振興局の連携による児童虐待専門研修の実施 平成 17 年度～：市町村及び法定単位民生委員児童委員協議会等の関係機関からの要請による児童虐待防止に係る研修会の実施 平成 21 年度～：県医師会及び県歯科医師会における児童虐待防止研修会の実施 平成 22 年～：子ども虐待防止フォーラムの開催（H23 は震災のため未実施） 平成 23 年度～：福祉行政職員、保育士等を対象とした児童虐待対応研修の実施 平成 24～27 年度：CSP(コモンセンスペアレンティング)指導者養成講座の実施 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 学校等関係者に対する研修等の充実、早期発見体制の確立	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等の実施 学校への資料や情報の提供による学校単位での取組の支援	・ 研修又は会議での情報提供等の実施回数 (年 1 回以上)
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組の強化	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等の実施 医療機関における児童虐待通告への取組の促進	・ 研修又は情報提供等の実施回数
③ 保育所等の職員に対する研修等の充実	市町村 県本庁	保育所、幼稚園、認定こども園、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、研修や会議における情報提供等の実施	・ 研修又は情報提供等の実施回数 (年 1 回以上)
④ 民間相談機関との連携の充実	児童相談所 関係団体	NPO、児童家庭センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換等の実施	・ 連絡会議の開催回数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

年々増加する児童虐待通告に適切に対応するため、児童虐待事案が発生した際はそれぞれの機関の役割を最大限発揮できるよう関係機関の連携強化を推進します。

市町村は児童相談対応の第一義的な機関であることから、児童相談所との適切な役割分担のもと、今まで以上に組織的かつ専門的な対応が可能となるよう、研修の実施等により市町村の相談機能と対応力の強化を図ります。

児童相談所においては、より専門的又は困難なケースに特化した対応が求められることから、職員の研修やスーパーバイズ機能を充実させ、専門性の向上を図ります。

中項目	1 機関連携及び体制整備		
事業開始年度	平成 28 年度～	主たる対象者	児童相談所、教育委員会、警察、司法機関等関係機関
【新規項目】			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 教育委員会との連携の強化	児童相談所 県教育委員会 市町村教育委員会	連絡会議等を通じ、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携強化の推進	・ 連絡会議等の実施回数
② 警察との連携の強化	児童相談所 警察	連絡会議や現場対応訓練等を通じた連携強化の推進	・ 連絡会議、現場対応訓練等の実施回数
③ 司法機関との連携の強化	児童相談所 司法（家裁等）	連絡会議等を通じた連携強化の推進	・ 連絡会議等の実施回数
④ 児童相談所の体制整備	県本庁	児童相談所の環境整備や相談体制の充実	・ 環境整備、相談体制整備の実施件数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

中項目	2 市町村の相談機能と対応の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	市町村
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市福祉事務所（13 市）への家庭児童相談室の設置、家庭相談員による住民の家庭相談への対応 ・ 平成 17 年度～：全市町村における児童家庭相談窓口の整備 ・ 平成 18 年度～：全市町村における市町村要保護児童対策地域協議会及び緊急対応体制の整備 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動	市町村	「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議の確実な実施とともに、要対協構成員に対する児童虐待対応研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者会議の開催回数（年 1 回以上） ・ 実務者会議の開催回数（3 ヶ月に 1 回程度） ・ ケース検討会議の開催回数（必要に応じて随時） ・ 要対協における研修の開催回数
② 相談体制の充実と対応力の向上	市町村	相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携強化等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当職員 2 名以上の配置市町村数
③ 虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	市町村	虐待通告から児童の安全確認までの所要時間 48 時間以内の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率 100%
④ 緊急対応体制の整備	市町村	休日・夜間などの緊急対応の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・夜間対応の実施市町村数
⑤ 市町村職員研修の実施	県本庁 児童相談所	市町村の相談対応機能の充実のため、児童虐待対応研修や要対協運営研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の開催回数
⑥ 要保護児童対策地域協議会への支援	児童相談所 広域振興局	要対協への支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協への参加回数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

中項目	3 児童相談所の相談機能と対応の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	児童相談所
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国児童相談所長研修の受講、児童福祉司、児童心理司の中央研修等の受講 ・ 平成 14 年度：児童福祉司及び心理判定員等の増員、福祉総合相談センターへの虐待対応専門チームの設置 ・ 平成 17 年度～：児童福祉司 9 人の増員、一関・宮古児童相談所への虐待対応専門チームの設置 ・ 平成 17 年度～：福祉総合相談センターにおける SV 体制の強化、精神科医の専門的助言指導（毎月 2 回） ・ 平成 18 年度～：県福祉総合相談センターにおける弁護士の専門的助言指導（毎月 1 回） ・ 平成 20 年度～：児童福祉司 1 人の増員 ・ 平成 22 年度：児童福祉司 1 人の増員、県福祉総合相談センターへの警察OB 1 人（非常勤職員）配置による、立入調査等の法的手段や保護者とのトラブル防止等への体制整備 ・ 平成 24 年度～：警察との現場対応訓練（児童相談所による介入が困難な家庭への立入調査、臨検・搜索の模擬訓練）の実施 ・ 平成 24 年度～：児童福祉司 2 人の増員 ・ 平成 25 年度～：児童福祉司 2 人の増員 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 専門的な対応機能の充実	児童相談所	弁護士、精神科医師、大学教授等の有識者からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、処遇困難ケース等への専門的な相談対応を充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士等からの助言による指導実施回数 ・ スーパーバイザー研修派遣者数
② 虐待通告後 48 時間以内の対応等児童の安全確認の徹底	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認までの所要時間 48 時間以内の対応と立入調査、臨検・搜索等への対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率 100%
③ 市町村との連携と後方支援の強化	児童相談所	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加、児童虐待防止の観点から保育の利用が適当であると認められる児童の報告等による、市町村との連携や支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への巡回支援回数（各市町村に年間 2～3 回程度） ・ 個別ケース検討会議参加回数（各市町村に年間 4 回以上）
④ 24 時間児童虐待相談対応の実施	児童相談所	休日、夜間相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日、夜間における児童虐待相談件数
⑤ 所長、児童福祉司・児童心理司等の研修の受講	児童相談所	管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等の積極的な受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の受講者数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

中項目	4 広域振興局の市町村支援の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	広域振興局・保健福祉環境センター
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 各地方振興局への家庭児童相談室の設置、母子自立支援員兼家庭相談員等による相談指導業務への対応 平成 12 年度：各地方振興局への児童虐待防止地域連絡会議（平成 17 年度に要保護児童対策地域連絡会議に名称変更）の設置 平成 18 年度～：各地方振興局に設置している要保護児童対策地域連絡会議の広域振興局及び地方振興局への再編設置 平成 21 年度：広域振興局及び地方振興局に設置している要保護児童対策地域連絡会議の発展的解消 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 市町村児童家庭相談への支援	広域振興局	職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童対策の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修等の実施などによる、市町村への支援	・ 情報交換等の実施回数や市町村個別ケース検討会議への参加回数
② 主任児童委員等の活動への支援	広域振興局	主任児童委員等を対象とした研修等の実施、活動への支援	・ 主任児童委員等を対象とした研修等の実施回数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

中項目	5 養護体制の充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	被虐待児童等
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等に入所中の被虐待児童の心のケアを行うため、心理療法担当職員によるカウンセリング等の個別実施 被虐待児童を養育する里親に対する児童福祉司の訪問による相談及び助言等の支援の実施 平成 20 年度：里親制度の改正による養育里親への研修の制度化 平成 21 年度～：児童養護施設の基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修の実施 専門里親の養成数：平成 16～21 年度 6 名 専門里親の養成数：平成 22～26 年度 6 名 平成 26 年度：県家庭的養護推進計画の策定 			
小項目	取組の主体	内 容	指 標
① 児童養護施設等の機能の充実	児童養護施設等	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等に入所児童に対し、カウンセリングや心理療法の実施	・ カウンセリング、心理療法の実施回数
② 被措置児童等への虐待の防止	県本庁 児童相談所 広域振興局 児童養護施設等 里親	「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくりや子どもの権利擁護の強化等の実施	・ 研修会の実施回数 ・ 児童への説明の実施回数
③ 児童養護施設等職員の研修の充実	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修の充実	・ 児童養護施設等職員への研修の実施回数（各施設 1 名以上の参加） ・ 基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修の実施回数（隔年で実施）
④ 里親制度の普及・啓発	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発の実施	・ 普及啓発の実施回数

Ⅲ 虐待の相談機能と対応を充実する【ActionⅢ】

小項目	取組の主体	内 容	指 標
⑤ 里親支援の充 実	市町村 児童相談所 児童養護施設等 県本庁	里親への訪問等の支援を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要対協への登録等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親委託推進員、里親支援専門相談員の配置数（県本庁、児童養護施設） ・ 里親研修の実施回数（児童相談所） ・ 里親委託児童の要対協への登録件数（市町村） ・ 専門里親の養成数（県本庁）
⑥ 岩手県家庭的 養護推進計画の 推進	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 里親会	県家庭的養護推進計画に基づき、施設の小規模化・家庭的養護の推進、里親委託率の向上等の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県家庭的養護推進計画の進捗率

IV 虐待の再発を防止する【ActionIV】

IV 虐待の再発を防止する【ActionIV】

虐待の再発を防止するためには、保護者、児童へのそれぞれの支援と、環境整備が必要です。家族再統合を目指すことができるケースにおいては、保護者に対する支援プログラムをきめ細やかにを行います。

また、児童に対しては、自宅復帰や施設等退所後のアセスメントと、支援体制の確認をしっかりと行い、要保護児童対策地域協議会に登録する等、複数の関係機関が継続して適切な支援を行います。

施設等からの退所後、社会人として自立生活を始めた児童の中には、さまざまなトラブルに巻き込まれてしまう事例も少なくないことから、施設等退所児童のアフターケアの充実を検討していきます。

中項目	1 親子分離後の家族支援		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	児童相談所、児童養護施設等
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待ケースに係る、児童福祉司と児童心理司・精神科嘱託医との連携による、入所施設や家族へ対する調整・指導等の実施 児童相談所と児童養護施設等による定期的な連絡会議と情報交換の実施 各施設への家族再統合に向けた支援を行うための家庭支援専門相談員の配置 児童相談所における精神科医による虐待を行った保護者への個別治療の実施 児童相談所における家族療法（MCG、CSP 等）の実施 			
小項目	取組の主体	内容	指標
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組	児童相談所 児童養護施設等	家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組の強化	・ 自立支援計画作成数
② 養育者（親）に対する支援プログラムの充実	児童相談所	家族再統合に向けた保護者指導や支援の推進	・ 養育者（親）に対する支援プログラムの実施回数

IV 虐待の再発を防止する【ActionIV】

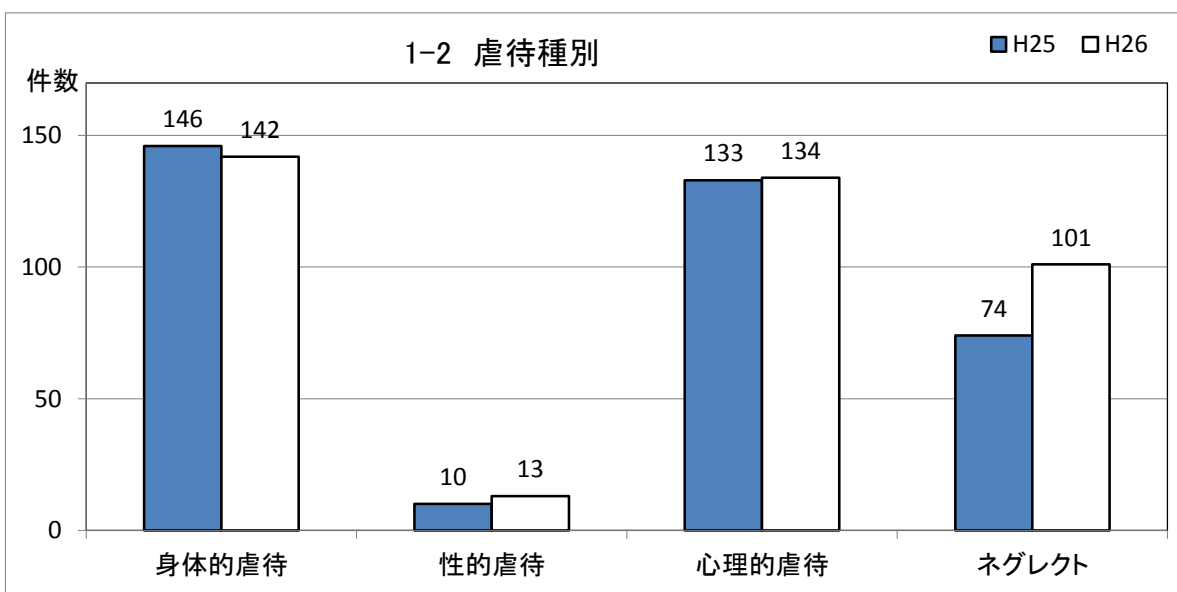
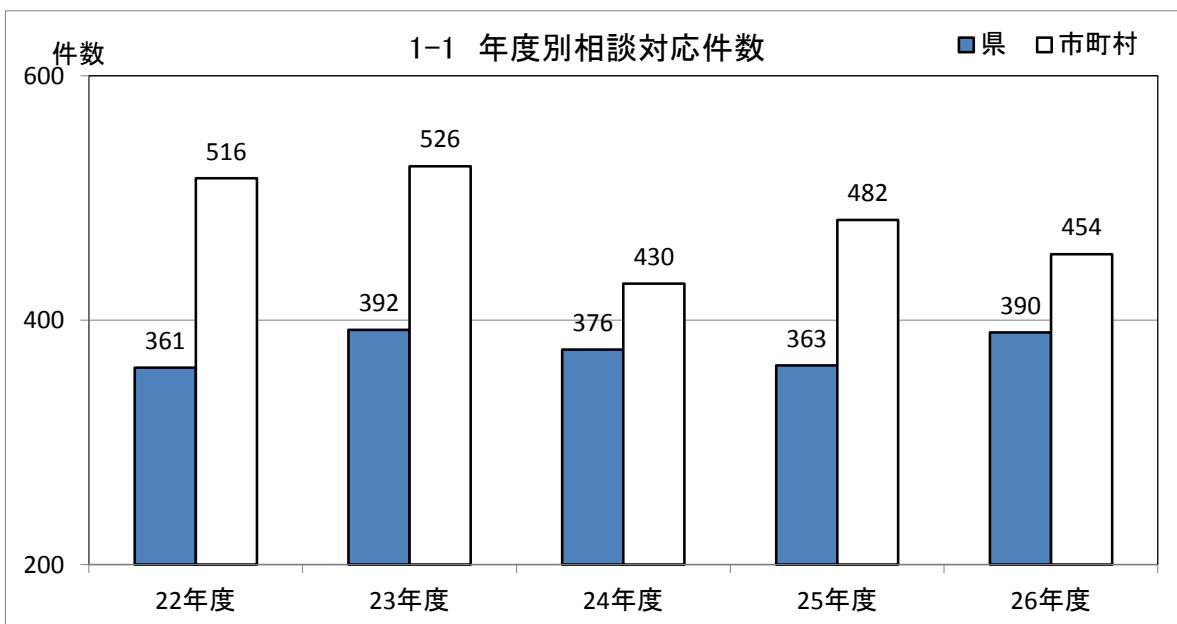
中項目	2 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実		
事業開始年度	平成 17 年度～	主たる対象者	児童養護施設等、里親、措置解除後の児童及び家庭
【これまでの取組】 <ul style="list-style-type: none"> 施設退所児童や家族に対し、児童福祉司と施設の家庭支援専門員、福祉事務所等との連携による支援 平成 21 年度～：施設等退所児童の相談援助や就労支援を行う児童自立援助拠点の開設 平成 22 年度：自立援助ホームの開設 専門里親：平成 27 年度末現在 名簿登録 6 名 			
小項目	取組の主体	内容	指標
① 施設退所後や里親委託解除後の支援	児童相談所 児童養護施設等 (里親)	施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援の実施	・ アフターケア実施率
② 要保護児童対策地域協議会による支援	市町村	施設退所等児童を要支援児童と捉え、民生委員・児童委員等による見守りのほか、要対協への登録と必要な支援の実施	・ 要対協への登録件数
③ 自立・就労に向けた支援	児童養護施設等 児童相談所	施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対し、相談援助や就労支援等の制度活用や、自立援助ホームによる支援に係る情報提供等の実施	・ 支援実施回数

参考資料

児童虐待相談の状況（出典：福祉行政報告例第45表及び第49表）

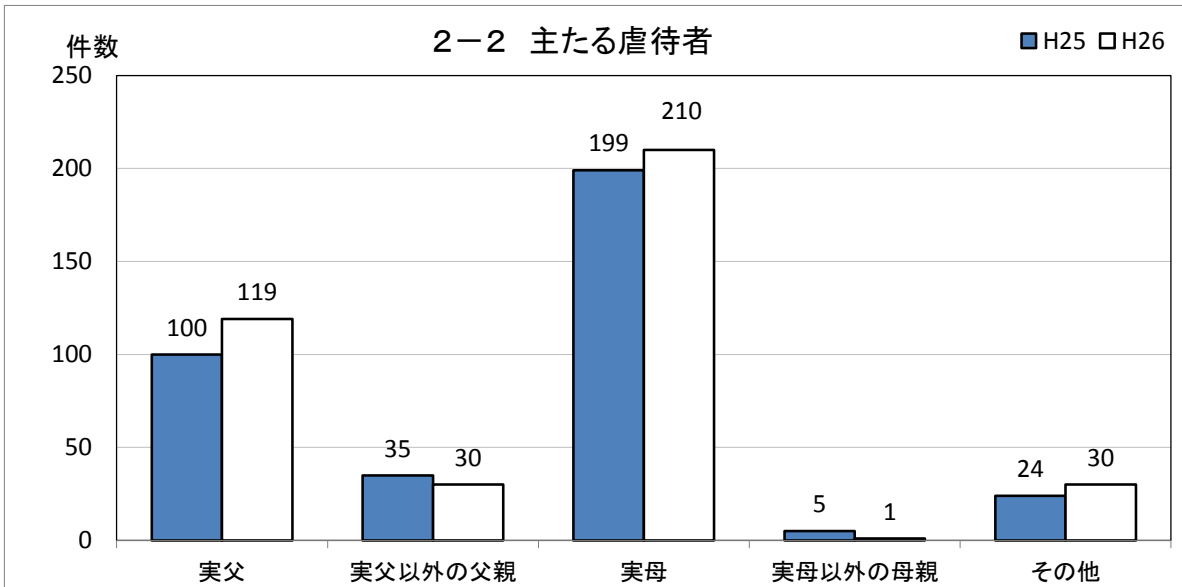
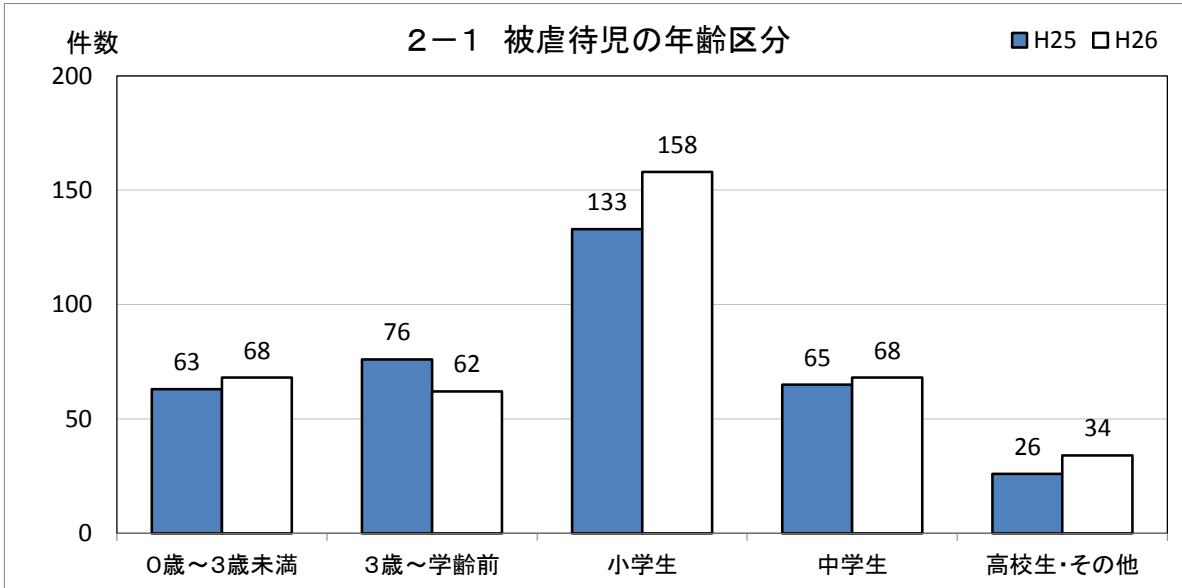
1 児童虐待相談対応件数の推移

- 虐待相談対応件数は、児童相談所では平成24年度から減少が見られたが、平成26年度には再度増加している。市町村では年度により差がある。
- 種類別では「身体的虐待」が最も多く、次に「心理的虐待」、「ネグレクト」の順に多くなっている。



2 児童虐待相談対応の状況

- 各年齢で虐待が起こっているが、「小学生」が最も多く、平成26年度においては次いで「0～3歳」、「中学生」が同数、「3歳～学齢前」となっている。
- 主たる虐待者は「実母」が半数以上を占めており、次いで「実父」が多い。



3 その他

- 対応状況は、「助言指導」が割合が最も多く、次に「継続指導」、「施設入所」が多い。
- 通告経路では、平成25年度では「学校等」、平成26年度では「警察等」が最も多くなっており、他には、「市町村等」、「近隣・知人」が多い。

